

令和 6 年度

参議院特定事業主行動計画 年度報告

令和 7 年 6 月

参議院特定事業主行動計画策定・実施委員会

参議院事務局、参議院法制局及び裁判官弾劾裁判所事務局は、次世代育成行動計画及び女性活躍推進行動計画の両者を「次世代育成支援及び女性活躍推進のための参議院特定事業主行動計画～仕事と生活の調和、女性活躍の推進を目指して～（令和3年度～令和7年度）」として一体的に策定している。

本報告は、当該行動計画の令和6年度における実施状況を取りまとめ、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第5項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項に基づき公表するものである。

令和6年度 次世代育成支援及び女性活躍推進に関する取組

★「家族職場見学デー」の開催

令和6年8月7日（水）・8日（木）、「家族職場見学デー」を開催しました。

この行事は、職員が家族と触れ合い、家族が職場について知る機会を作るとともに、職場全体で子育てを支援する意識を高めること等を目的として実施するものです。

当日は、職員とその家族等が参加し、国会参観、参観ロビーでの記念撮影、職場訪問などを行いました。

★「子育てねっとわーく（座談会）」の開催

令和7年2月14日（金）、「子育てねっとわーく（座談会）」を開催しました。

この行事は、職員間で育児等の情報交換やネットワークづくりを行う場を提供することを目的として実施するものです。今年度は、座談会のほかに育児経験者による子育てに役立つ内容の講演会も同時に開催しました。

当日は、育児休業中の職員を含む多数の職員が参加し、少人数のグループに分かれて、和やかな雰囲気の中で子育てやワーク・ライフ・バランス等について様々な情報交換を行いました。

★「子育て用品譲渡会」の開催

令和7年2月14日（金）、「子育て用品譲渡会」を初めて開催しました。

この行事は、家庭で使用しなくなったおもちゃ・衣類等のリユースを通じて子育てに関する職員間の情報交換の場を提供するとともに、環境負担及び子育てを行う職員の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施するものです。

事前に子育て用品の提供を呼びかけ、当日は、職員間で情報交換をしながら子育て用品を選び、それぞれの自宅へ持ち帰りました。

★「定時退庁日のお知らせ」の実施

毎週金曜日は、院内の電子掲示板に「定時退庁日のお知らせ」を掲載して、定時退庁を促しています。※裁判官弾劾裁判所事務局の定時退庁日は毎週火曜日

当日中に行わなければならない仕事がある場合を除き、極力速やかに退庁し、仕事と生活の調和がとれる職場環境を実現するよう、また、日頃から超過勤務の縮減に努めるよう呼びかけています。

★「仕事・子育て両立サポーター」制度

平成２２年度に創設された「仕事・子育て両立サポーター」には、有志の職員が妊娠中及び子育て中の職員の相談相手になっているほか、後輩ママ・後輩パパに役立つ子育て情報の提供、次世代育成関連のイベントの周知等の協力をお願いしています。

※仕事・子育て両立サポーターは、仕事と子育ての両立等に関する相談窓口の一つであり、職員の妊娠、出産、育児休業、その他子育て時の疑問や不安に対して、子育て経験のある職員が自身の知識や経験に基づきアドバイスをを行うものです。

相談を希望する職員は、院内電子掲示板の「仕事・子育て両立サポーター一覧（プロフィール）」から、話を聞いてみたい、聞いてもらいたいサポーターを選び、直接連絡を取ることができます。（相談内容等のプライバシー情報は、当該サポーターにおいて厳守します。）

★「育児休業中の職員に対する情報提供」の実施

平成２７年度から、育児休業を取得している職員が円滑に職場に復帰できるよう、希望者に対して、産前産後休暇及び育児休業期間中、随時、各種情報（人事異動情報、次世代育成支援関連情報等）をメール配信しています。

★ハラスメント防止のための取組

セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワー・ハラスメントを防止するため、ハラスメント相談員を配置するとともに、階層別研修等において、ハラスメント防止のための研修を実施し、職員の意識の啓発及び知識の向上を図っています。

また、院内電子掲示板に人事院主催のハラスメント防止研修の資料及びハラスメント防止リーフレットを掲載しました。

★組織の長によるメッセージの発信

参議院事務総長、参議院法制局長及び裁判官弾劾裁判所事務局長は、局内の会議等において、管理職や職員に対し年次休暇の積極的な取得や超過勤務の縮減について呼びかけるなど、様々な機会を通じて、仕事と生活の調和の推進や、女性活躍の推進に関するメッセージを発信しています。

★「子育て・介護等のための両立支援ハンドブック」の改訂

妊娠中や、子育て・介護・不妊治療等を行う職員が利用できる制度や支援措置の内容、手続等を一冊にまとめた「子育て・介護等のための両立支援ハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）を改訂しました。改訂したハンドブックは、院内電子掲示板に掲載するとともに、人事課において配付するなど、各種制度の周知及び利用促進を図っています。

令和6年度 特定事業主行動計画の目標の進捗状況及び取組実績、 各制度の利用状況等について

【目標の進捗状況及び取組実績】

★育児休業 … 3歳未満の子を養育するために休業できる制度

【参議院特定事業主行動計画 目標（令和3～6年度）】

男性職員の育児休業取得率30%以上、
女性職員の育児休業取得率100%の水準維持

【利用状況】

年度	女性職員			男性職員		
	取得対象 職員数※1	育児休業		取得対象 職員数※2	育児休業	
		新規取得者数 (うち前年度出産)	取得率 ※3		新規取得者数 (うち前年度出産)	取得率 ※3
令和 6年度	11人	14人 (3人)	<u>127%</u>	11人	10人 (1人)	<u>91%</u>

※1 当該年度に出産した女性職員から、産後休暇中等の者を除いた数

※2 当該年度に妻が出産した男性職員数

※3 取得率 = 当該年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る。）の数（a）
に対する当該年度中に新たに育児休業を取得した職員数（b）の割合
(b/a) (注)

(注：育児休業が取得可能となった年度には取得せずに、翌年度になって新たに取得した職員を含むことがあるため、取得率が100%を超える場合がある。)

〔参考〕過去の利用状況

年度	女性職員			男性職員		
	取得対象 職員数	育児休業		取得対象 職員数	育児休業	
		新規取得者数 (うち前年度出産)	取得率 ※		新規取得者数 (うち前年度出産)	取得率 ※
令和 5年度	13人	14人 (1人)	<u>108%</u>	22人	20人 (2人)	<u>91%</u>
令和 4年度	7人	10人 (3人)	<u>143%</u>	22人	23人 (3人)	<u>105%</u>
令和 3年度	7人	13人 (6人)	<u>100%</u>	18人	17人 (4人)	<u>100%</u>

※ 令和3年度取得率 = (新規取得者数 - 前年度出産者数) / 取得対象職員数 × 100

★配偶者出産休暇（２日間）及び育児参加休暇（５日間）（暦年）

…「配偶者出産休暇」は、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行う男性職員に認められる休暇。

「育児参加休暇」は、妻の出産予定日の６週間前の日から出産の日以後１年を経過する日までの期間中に、当該出産に係る子又は未就学児を養育する男性職員に認められる休暇。

【参議院特定事業主行動計画 目標】

配偶者出産休暇又は育児参加休暇の合計平均取得日数５日以上、
取得率１００％

【利用状況】

年	取得要件 を満たす 男性職員数	配偶者出産休暇		育児参加休暇		いずれか一方 又は両方の 休暇取得者数 (取得率)	合計平均 取得日数
		取得者数 (取得率)	平均取得 日数	取得者数 (取得率)	平均取得 日数		
令和６年	13人	12人 (92%)	1.9日	10人 (77%)	4.4日	12人 (92%)	5.6日

〔参考〕過去の利用状況

年	取得要件 を満たす 男性職員数	配偶者出産休暇		育児参加休暇		いずれか一方 又は両方の 休暇取得者数 (取得率)	合計平均 取得日数
		取得者数 (取得率)	平均取得 日数	取得者数 (取得率)	平均取得 日数		
令和５年	24人	21人 (88%)	2.0日	18人 (75%)	3.7日	21人 (88%)	5.2日
令和４年	24人	18人 (75%)	1.7日	16人 (67%)	4.1日	19人 (79%)	5.1日
令和３年	23人	20人 (87%)	1.8日	20人 (87%)	4.1日	21人 (91%)	5.7日

【配偶者出産休暇、育児参加休暇及び男性職員の育児休業の取得日数・取得率の向上に向けた主な取組】

- ・ 配偶者出産休暇、育児参加休暇及び育児休業の利用経験がある男性職員を含む子育て中の職員による座談会を開催し、職員間の情報交換・ネットワークづくりの場を提供した。
- ・ 仕事と子育ての両立等に関する相談窓口として設置されている仕事・子育て両立サポーターの周知を図った。
- ・ 育児休業をしている職員が円滑に職場復帰できるよう、希望する育児休業中の職員に対し各種情報をメール配信した。
- ・ 両立支援諸制度等の内容及びその利用について、ハンドブックの作成、院内LANの活用、階層別研修等を通じた周知・啓発を図った。

男性職員及び女性職員の育児休業取得率並びに配偶者出産休暇・育児参加休暇の合計取得日数は目標を達成しています。一方で、配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率は目標に届きませんでした。

これらの休暇等は子育てのための貴重な機会ですので、取得対象となる職員は、制度を積極的に利用してください。

あわせて、各課室の所属長は、職員が制度を利用しやすい職場の雰囲気づくりに努めるとともに、必要に応じて業務配分を見直すなど、制度の利用促進に向けた配慮をしてください。

また、これらの制度の利用には、周囲の理解と協力が不可欠です。各職場における御理解と御協力をお願いします。

★年次休暇（暦年）

【参議院特定事業主行動計画 目標】

年次休暇の平均取得日数 15日以上

【利用状況】

年次休暇 平均取得日数（令和6年）

… 15.38日（前年比+0.02日）

〔参考〕過去の利用状況

年	年次休暇 平均取得日数	前年比
令和5年	15.36日	+1.51日
令和4年	13.85日	-0.86日
令和3年	14.71日	+0.09日

【年次休暇の取得促進のための主な取組】

- ・ 特定事業主行動計画年度報告において年次休暇の取得を促すほか、随時年次休暇の取得に関する呼びかけを行った。
- ・ 各職員が年5日以上年次休暇を取得することができるよう、所属長に年次休暇の計画表の作成・活用や各職員への配慮を求めるなど、年次休暇の取得促進のための環境整備を図った。
- ・ 年次休暇の取得日数が年5日未満であった職員に対して積極的な年次休暇の取得を呼びかけるとともに、年次休暇取得促進のための実態調査を行った。また、当該職員が所属する部課室の所属長に対して年次休暇の取得状況について共有し、年5日以上年次休暇を取得することができるよう、より一層の配慮を求めた。

年次休暇の平均取得日数は、目標を達成しています。

年次休暇については、夏季休暇等に続けての連続取得、子どもの学校行事や家族の記念日などに合わせた取得など、計画的な取得に努めるほか、各部課室における業務の状況に応じ積極的かつ柔軟な取得をお願いします。

また、以上に限らず、時間単位での取得等も活用し、私生活面の充実、心身のリフレッシュを図るよう心がけてください。

あわせて、各課室の所属長は、年次休暇の計画表を活用することなどを通じて職員の年次休暇の取得状況や業務量を適切に把握し、休暇の取得促進のための配慮を行うとともに、自らも進んで年次休暇を取得するよう努めてください。

★職員採用試験による採用者全体に占める女性の割合

【参議院特定事業主行動計画 目標】

職員採用試験による採用者全体に占める女性の割合：

平等取扱・成績主義の基本原則を前提とした上で、35%以上を維持

【状況】

職員採用試験による採用者全体に占める女性の割合（令和6年度）

… 60.0%

〔参考〕過去の状況

年度	女性の割合
令和5年度	51.5%
令和4年度	45.2%
令和3年度	56.0%

※ 職員採用試験による採用者（職員採用試験を実施していない主体については、採用者）全体に占める女性の割合

【目標達成のための主な取組】

- ・ 業務説明会や採用パンフレット等の広報活動の機会を通じて、本行動計画の取組を広く周知することなどにより、職員採用試験を受験する女性の増加に努めた。

職員採用試験による採用者全体に占める女性の割合は、目標を達成しています。

今後も、より多くの女性が国会職員として活躍できる環境を整えるため、本行動計画を推進することに加えて、業務説明会等の広報活動の機会を通じて、本行動計画の取組を広く周知することなどにより、職員採用試験を受験する女性の増加に努めます。

【その他の各制度の利用状況等（令和6年度）】

★育児時間

…未就学児を養育するため、1日2時間以内まで勤務しないことが認められる制度

【利用状況】

育児時間を取得した職員数	…	男性	4人
		女性	<u>38人</u>
		合計	42人

★育児短時間勤務

…未就学児を養育するため、常勤職員のまま、通常より短い勤務時間で希望する日及び時間帯を選択して勤務することができる制度

【利用状況】

育児短時間勤務を開始した職員数	…	男性	0人
		女性	<u>0人</u>
		合計	0人

★早出遅出勤務

…未就学児を養育する職員、放課後児童クラブ等に通う小学生の子の送迎を行う職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員が、勤務時間帯を前後にスライドさせて勤務する制度

【利用状況】

早出遅出勤務を利用した職員数	…	男性	3人
		女性	<u>25人</u>
		合計	28人

★深夜勤務制限・超過勤務制限

…未就学児を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員の勤務を制限する制度

【利用状況】

深夜勤務制限を請求した職員数 …………… 0人
超過勤務制限を請求した職員数 …………… 0人

★超過勤務免除

…3歳未満の子を養育する職員の超過勤務を免除する制度

【利用状況】

超過勤務免除を請求した職員数 …………… 0人

参議院事務局及び参議院法制局においては毎週金曜日、裁判官弾劾裁判所事務局においては毎週火曜日が定時退庁日です。

定時退庁日には、周りの職員と声を掛け合うなどして定時退庁に努めてください。

また、各課室の所属長及び庶務担当者は、職員に定時退庁を促し、自らも進んで定時退庁するよう努めてください。

※令和6年度の実績は令和6年4月1日～令和7年3月31日の実績。

暦年とあるものは令和6年1月1日～令和6年12月31日の実績。